

平成23年4月1日

平成23年度

## 学校経営方針

東大和市立第五中学校

校長 半田道夫

平成23年度は、新学習指導要領への移行期最終年として、その趣旨の理解を徹底し深めながら、完全実施を視野に入れ諸条件を整備する年度と捉える必要がある。これまでもいわれてきたように、新しい学習指導要領では、「確かな学力」を基盤とした「生きる力」の育成がある。

そのためには、内省する力や規範意識等の道徳心、また芸術的感性とともに、それらの土台となる健康な身体の育成等、生徒一人ひとりに个性的かつ全人格的な成長を促し、将来の自己実現に向けて基盤となる「総合的な人間力」を育てることが課題である。

具体的内容として、第一に、あらゆる学習の基礎となる「言葉の力」の涵養があげられている。さらにまた、「理数系学力」の回復とともに、「伝統文化」の継承、自然体験・福祉体験、勤労体験等の体験学習の重要性が指摘されている。

これらを踏まえて、本年度から全教科にわたり学力の基礎となる「言語能力の向上」を重点課題として研究・実践を推進し、学校組織としての教育力の向上を期し、組織機能をこれまで以上に強化し、保護者・地域の協力を求めながら、常に学び向上する教師と、すべての生徒にとって本来あるべき学校の姿である「学ぶ喜びの場・生きる喜びの場」としての学校の創造をめざして努力していきたい。

### I 教育目標

- 一 正しい判断ができる生徒
- 一 協力し実践できる生徒
- 一 自他を尊重する生徒

#### □ 「正しい判断ができる」

正しい判断ができるためには、まず、他の人間の発言などに真摯に耳を傾ける態度を身に付けることや、自分なりに考えてみる姿勢が大切である。知識理解も、そのような姿勢に支えられて、はじめて生きた知識として「判断」に結びつく。また、さまざまな情報を整理し、相互の関連を把握する能力がもとめられる。授業での資料・教材の「読解力」の育成とともに、発表やプレゼンテーションの指導、資料・教材の読み取りの指導、報告文（レポート）の作成の指導、等において、事実や想定、意味付けなどの、素材の吟味、構成や結論に導く力の育成等、授業規律の確立とともに育成を図る。

#### □ 「協力して実践できる」

学校・学年行事や学級での特別活動など、協力して実践する場面を生かし育成を図る。特に、学級での話し合いや、委員会活動などで、「互いに噛み合った話し合いの仕方」の指導を重視し、学ぶ姿勢、傾聴する姿勢など、学級活動や道徳・特別活動等を生かし育成を図る。また、一つの事象に対して賛成・反対を、あるいは条件付きの、または部分的な賛成・反対を、自分なりに理由を付け、互いの合意点を模索する力（話し合いを進める力）の育成が課題である。

## □ 「自他を尊重する」

人権尊重、生命尊重の理念に則り、教師と生徒、生徒同士の成長促進的な関わりを実現するために、その基礎となる情操豊かな生徒の育成に努める。そのために、道徳教育の充実、学級活動の充実、生徒会活動の活発な推進を図る。その際、教師の姿勢として、問題や課題を抱えた生徒を「排除」するのではなく、地道な関係づくり、粘り強い対話を重ねることが大切である。「排」ではなく、どの生徒にも本来備わっている人格を「拝」するかかわりを全教職員の姿勢として確立を目指し、実現に向ける。また、いじめの根絶、不登校等の学校不適應の改善を課題とする。

## II 目指す学校像

次のような生徒像、教師像を掲げて、学校経営を推進する。

### 1] 育てたい生徒像

- ・ 学ぶことに喜びを感じ、主体的に学ぼうとする意欲あふれる生徒
- ・ 自他を大切にし、進んで他人（ひと）のために行動しようとする生徒
- ・ 学んだことを実生活に応用でき、自分の言葉で表現できる生徒
- ・ 生き方を深く考え、将来の夢・目標に向かって前向きに努力する生徒

### 2] 求められる教師像・・・「生徒が見える・授業が見える・そして自分が見える教師」

- ・ 生徒の言動の奥に秘められた心に目を配り、共感（同苦）し、支援できる教師
  - ・ 常に、自らの指導力・人間力の向上を目指し、自己変革できる教師
  - ・ 生徒の人権を尊重し、手に負えない生徒を「排除」するのではなく、生徒の本来持っている人格を「拝」するかかわりを実践できる教師
  - ・ 教育公務員の自覚をもち、教育の使命を自覚した責任ある職務遂行力のある教師
- ◇ 教師の「対話力の向上」が求められている。「生徒にとって、教師自身こそ、最大の教育環境」である。

### 3] 期待される学校像

- ・ 落ち着いた学び舎としての学校、生徒が生き生きと生活する活力ある学校
- ・ 教育課題に迅速に対応し、教育の改善に意欲的な学校
- ・ 生徒が安心して通える学校、保護者・地域の願いに応え信頼できる学校
- ・ 開放的であり、情報の共有を安心して行える学校

## III 中期的目標の設定について

平成23年度は、新学習指導要領完全実施に向けた準備段階として、確かな学力を身につけるために、特に「読解力」の向上を重点課題とし、全教科にわたって研究を進める。そのための、先行研究の研究と、基礎資料の収集・読解をもとに、本校生徒に必要な能力の育成課題を洗い出し、共通課題として改善に向けた取組みを行う。

2年次、3年次については、本年度の成果を踏まえて、第五中学校の特色を生かした研究・実践を推進する。① 授業改善の推進、「確かな学力の定着」、「学ぶ意欲の向上」 ② 健全な心身の成長の支援、「豊かな心の育成」 ③ 地域性を生かした教育活動の充実 ④ PDCA、学校評価システム、の確立による課題解決 等。

## IV 本年度の取組みと目標及び、方策について

### □ 教育活動の重点と方策

#### 学校経営

- ① 学力の向上を重点課題として推進する。その際、基礎としての「言語能力の向上」を、全教科にわたる共通課題として、研究および研修を行うことで改善に向ける。また、朝読書を全学年共通に実施するとともに、図書館活動の充実により向上を図る。  
※平成23年度から、3年間は、東京都研究指定校として、「確かな学力の基礎となる、言語能力の向上」をテーマに、研究組織を立ち上げ、組織的に研究・研修のためのプログラムに基づいて推進する。
- ② さらに、生徒自身の学習意欲の向上と、家庭学習を含めた学習習慣の定着を目指し、授業改善プランの作成、実施、検証のサイクルを確立するとともに、補充学習を含む家庭学習の定着のための指導を行う。
- ③ 教育目標の実現、および新教育課程の趣旨の徹底をとおして、各分掌・学年・学級それぞれの経営計画により、全教職員の共通理解のもと、一致協力して組織的に教育活動を推進する。
- ④ 生徒指導においては、いじめや暴力、誹謗・中傷のない、支え合い高めあう相互に成長促進的な仲間づくり、生徒関係を築くことのできる学年・学級経営に努める。また、生徒会活動や各種行事、ボランティア活動などとおし、主体的に活動し、他者（ひと）のために貢献することに喜びを見出すことのできる生徒を育成する。
- ⑤ 学校経営においては、校長、副校長、主幹教諭による経営会議を中核とし、各主任を中心とした企画会議で調整して、その都度の教育課題への具体的な対応策を協議・検討しながら、課題解決力を組織的に高め、教育力の向上を図る。
- ⑥ 保護者との連携・協力をより緊密に行い、保護者の学校参画意識を高め、共に生徒を育成するという意識をもって教育活動を推進する。※試行的に、学校公開週間の一環としての土曜授業の実施。
- ⑦ 新教育課程の趣旨を徹底し理解を深めるとともに、完全実施に向けた諸条件を整備する。また、小中連携を視野に入れたカリキュラムに検討を加え、年3回を基本とした小中合同研修会を生かし、教員相互、生徒相互の連携とかかわりを充実させることで、課題を共有し課題解決を図る。

#### 学習指導

- ① 教育目標を達成するための基本方針、指導の重点を各学年経営、学級経営、教科計画に反映させ、具現化を図る。
- ② 教育課程の各教科時数を、確実に実施する。そのために、各教科年間指導計画を充実させるとともに、週毎の指導計画の作成（週案簿）により確認し、実施状況の把握・改善を行う。  
※平成23年度は、年間学習計画の中で、言語活動に関する項目の洗い出しとともに、新旧教育課程の連関を踏まえて作成。
- ③ ②について（再）・・新学習指導要領の趣旨についての理解を深め、全教科の指導計画・評価計画を見直し、授業改善プランを充実させ、実践、評価、改善のための検証授業のサイクルを生かし、充実した授業を推進する。
- ④ 基礎学力定着のための一環として、放課後や長期休業中を活用した補充授業を実施する。
- ⑤ 小中連携の取組みをとおして、育てたい生徒像を共通理解する中で、カリキュラムの共有化

を図り、学力の向上に向けて取り組む。

- ⑥ 国語科、英語科では、少人数授業を実施する。数学科では、少人数とチームティーチング授業を併用し、単元や学年の実態に合わせたより効果のある学習形態を推進する。※英語科においては、時期に応じ、AETを活用した指導も工夫して行う。
- ⑦ 読書習慣の形成、授業における調べ学習、課題解決学習、発表・表現など、教科に応じた「言語能力」の開発・育成を行う。※ 各教科において、言語に対する関心や理解を深めさせる指導を工夫し、言語活動の充実を図る。
- ⑧ 地域人材や、その他のゲストティーチャーを招いての授業や、体験学習を課題に応じ、必要に応じて実施する。※特に、総合的な学習の時間では、学び方・考え方を身に付けさせ、課題に対し、問題を解決する資質や、主体的・創造的、協同的に取り組む姿勢を育てる。

### 生活指導・進路指導

- ① 生徒理解や情報交換を基に組織を生かした指導を行い、基本的な生活習慣の確立とともに、規範意識を身に付けさせ、望ましい生活態度の育成を図る。
- ② いじめへの対応として、定期的な実態調査を行うとともに、生活指導部を中心に、学年・学級の教員間の情報交換を基に、早期発見・早期解決に向けて取り組む。
- ③ 不登校への対応として、教育相談・特別支援の分掌担当を中心に、定期的な事例検討会・情報交換会を継続し、担任の指導や家庭訪問の支援、及び相談室等を活用した個別相談、別室登校生徒への学習支援を行うことで、改善に向ける。また、スクールカウンセラー、支援スタッフとの連携により改善を図る。
- ④ 校内での指導にとどまらず、家庭との連携を密にするとともに、PTAや関係機関との連携・協力を図る。また、教員自身が危機意識をもって教育活動に臨むとともに、事故の未然防止に努め、危機管理マニュアルを整備し、組織的対応力を強化する。※平成23年度は、特に防災防犯指導を強化し、地震発生時の対応および、携帯メール等の非行・犯罪防止への指導を徹底する。
- ⑤ 進路指導については、生徒の自己理解を深めさせるとともに、肯定的な自己概念の形成を支援し、自己実現に向けた指導を進路指導全体計画を基に計画的に推進する。また、キャリア教育の観点を重視し、進路情報の提供、職場体験学習の実施等により、望ましい勤労観・職業観を育成し、主体的に進路選択ができるよう計画的な指導を行う。
- ⑥ 特別支援教育の推進については、教育相談・特別支援委員会を中心に、支援計画・指導計画を充実させ、個々の生徒カルテの作成により個別の支援を行う。また、必要に応じて、関係機関・医療機関との連携・接続による対応を継続する。

### 道徳・特別活動

- ① 系統的な指導計画に基づき、道徳の時間はもとより、全教育活動をとおした道徳教育を充実させ、特に生命尊重・人権尊重にかかわる指導の重点化を図り、豊かな心の育成を図る。
- ② 研究テーマ「言語能力の向上」に即して、道徳教材を収集・整備し、授業の充実を図る。
- ③ 道徳授業地区公開講座を見直し、新たな工夫を加えて充実を図る。
- ④ 自らの心身の健康について、自己管理のできる生徒の育成を目指し、保健指導や健康教育の充実を図る。
- ⑤ 学校行事の充実を図り、全生徒の活躍の場を工夫することで、生徒の主体的な活動を支援す

る。※ 生徒の主体的な参加を促し、活躍を支援する行事の創出。部活動の充実。生徒会や、地域ボランティア等への主体的な参加の促進。

- ⑥ 部活動は、生徒との人間関係づくりとともに、生徒の健全育成をねらいとして実施する。

## 学校運営

- ① 東大和市立第五中学校管理運営に関する規定を定め、それに基づいて学校運営を推進する。
- ② 経営会議、企画会議を定例化し、その充実を図ることで、円滑な校務運営を図る。
- ③ 校内事案決定規定に基づき、起案文書の事前提出を義務化し、学校運営の効率的な推進を図る。また、USB等の、情報の管理を徹底する。
- ④ 事故発生時の緊急対応など、危機対応について、危機管理マニュアルを整備し、指示系統の明確化により、全教職員に周知徹底し組織的に行う。※特に本年度は、地震災害時の緊急対応に関しての危機管理を見直し、徹底を図る。
- ⑤ 学校情報、授業評価・学校評価等の公開や、学校だより等の活用をとおして、より積極的に学校情報を保護者・地域に発信する。
- ⑥ 教職員のサービスの厳正を徹底し、教育公務員としての自覚を高め、生徒・保護者、地域・社会の信頼に応える。
- ⑦ 適正な予算編成、予算執行、決算等に関する進行管理を、必要に応じて予算委員会を開催し、適正かつ効率的に執行する。
- ⑧ 学校運営連絡協議会設置による意見交換や評価、その他の学校関係者評価を生かし、学校改善に生かす努力を行っていく。
- ⑨ 本年度、「創立30周年」の佳節を迎えるため、周年行事を11月22日（火）に実施する。

## 研究および、研修について

- ① 校務分掌に特別委員会として、研究・研修委員会を位置付け、向こう3年間の研修計画を策定することで、計画的に推進する。※年間数回の講師招聘を予定し、生徒への講演や学習支援・授業、および教員研修会を実施する。(都研究奨励事業、市研究奨励校への対応)
- ② 第五中学校の地域性、生徒の実態を調査し、実効性のある効果的な研修を推進する。
- ③ 小中連携事業をさらに充実・発展させるため、小学校との連携を図り、9年間の義務教育の教育課題を踏まえた研究を行う。
- ④ 新教育課程への移行を踏まえ、趣旨の理解を深化し共通理解し実践に向ける。

## V 学校経営の達成目標の評価および、開示等について

- 1) 年度当初（5月）に、学校経営計画および、方針について、保護者会やホームページをとおして、説明会を実施し理解を求める。
- 2) 中期・後期に分けて、2回の学校評価を実施し、重点目標、具体的方策、その他についての学校評価・学校関係者評価を実施し、達成目標についての評価結果の分析を基に、改善策を次年度末までに協議・検討し、次年度の学校改善に生かす。
- 3) 学校評価項目として、① 教育目標の達成値 ② 授業改善の進展（全教科）③ 生活指導・進路指導の推進 ④ 教育相談・特別支援教育の推進 ⑤ 情報の発信と理解、等を主たる内容で実施する。